

第 3 5 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3 番、4 番)

開催期日 令和 5 年 5 月 2 5 日

第35回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月25日(木) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也	10 番 長谷川 誠
2 番 塚 本 政 紀	11 番 平 田 善 治
3 番 寺 雅 彦	12 番 中 島 武 博
4 番 川 崎 浩 彦	13 番 田 村 俊 彦
5 番 藤 田 淳	14 番 大 畠 政 勝
6 番 山 本 強	15 番 桂 一 照
7 番 小 暮 滝 弘	16 番 鈴 木 正 志
8 番 笹 谷 和 広	17 番 鳥 村 正 行
9 番 田 村 賢 治	18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	上 野 政 則
〃	事 務 局 主 査	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 下 倅 生
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 6 3 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	議案第 1 6 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 1 6 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 1 6 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 1 6 8 号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 1 6 9 号	農用地利用集積計画（案）について
1 0	議案第 1 7 0 号	農地のあっせんについて
1 1		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 3 5 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 1 8 名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。非常にお疲れのことと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、3 番 寺委員、4 番 川崎委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局長）

会務報告のページをお開きください。5 月 18 日、現地調査を笹谷委員、大島委員、桂委員で実施して

おります。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 番 報告第 63 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 63 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○136 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 4,025 m²外 20 筆。内訳につきましては、田 16 筆 81,164 m²、畑 5 筆 10,521 m²、21 筆合計 91,685 m²でございます。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日は令和 2 年 4 月 28 日、契約期間 令和 2 年 4 月 28 日から令和 6 年 11 月 30 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○20 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○36 番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○26 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 652 m²外 45 筆。内訳につきましては、田 28 筆 146,983 m²、畑 18 筆 26,529 m²、46 筆合計 173,512 m²でございます。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日は令和 2 年 4 月 28 日、契約期間 令和 2 年 4 月 28 日から令和 6 年 11 月 30 日。解約通知日は令和 5 年 5 月 11 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○20 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○36 番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 165 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 165 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 3 件です。

番号 1 所在 ○○360 番地 7 地目につきましては、公簿が畑、現況が田、面積 1,353 m²外 6 筆でこ

ございます。内訳につきましては、田 3 筆 7,816 m²、畑 4 筆 25,021 m²、合計 7 筆 32,837 m²となっております。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は、令和 4 年 4 月 28 日、契約期間は令和 4 年 4 月 28 日から令和 24 年 4 月 27 日となっております。解約通知日は令和 5 年 5 月 2 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町〇〇365 番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇市〇〇区〇〇5 丁目 5 番 20 号 〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇でございます。

番号 2 所在 〇〇1073 番地の内 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 15,000 m² 1 筆でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 27 年 12 月 30 日、契約期間は平成 27 年 12 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 5 月 15 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町〇〇284 番地 5、賃借人 栗山町字〇〇548 番地 5 〇〇〇〇でございます。

番号 3 所在 〇〇455 番地 5 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 3,720 m² 外 4 筆でございます。内訳につきましては、田 3 筆 4,749 m²、畑 2 筆 36,263 m²、合計 5 筆 41,012 m²となっております。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 28 年 3 月 31 日、契約期間は平成 28 年 3 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 5 月 15 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町〇〇284 番地 5、賃借人 栗山町字〇〇582 番地 5 〇〇〇〇でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 165 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 165 号については原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 166 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 166 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転（売買・贈与）及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転 3 件、賃貸借 1 件でございます。

番号 1 所在 〇〇285 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 97 m² 外 5 筆。全筆田でございます。合計 6 筆 33,427 m²でございます。譲渡人 栗山町字〇〇20 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、自身が構成員となり経営している譲受人に対し売却したい。譲受人 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号2 所在 ○○26 番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 652 m²外 45 筆。内訳につきましては、田 28 筆 146,983 m²、畑 18 筆 26,529 m²、合計 46 筆 173,512 m²でございます。譲渡人 栗山町字○○20 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、譲渡人の農業後継者である譲受人へ譲渡したい。譲受人 栗山町字○○20 番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受けた農地を自身が経営している法人に貸し付けたいとなっております。

番号3 所在 ○○148 番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 10,324 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町字○○290 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、譲渡人に農業後継者がいない事から農地を売却したい。譲受人 栗山町字○○287 番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号4 所在 ○○26 番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 652 m²外 45 筆。内訳につきましては、田 28 筆 146,983 m²、畑 18 筆 26,529 m²、合計 46 筆 173,512 m²でございます。貸主人 栗山町字○○20 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。借主 栗山町字○○36 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、借受けたいとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(4 番 川崎)

番号1につきまして、譲渡人○○○○の土地を自身が構成員となっている法人に売却するものであり、問題ないと思います。

番号2につきまして、譲渡人○○○○の土地を農業後継者である譲受人○○○○に贈与するものであり、問題ないと思います。

(7 番 小暮)

番号3につきまして、譲渡人○○○○の土地を、隣接耕作者である○○○○に売却するもので、問題ないと思います。

(10 番 長谷川)

番号4につきまして、貸主○○○○の土地を自身が構成員となっている○○○○に貸し付けるもので、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 166 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 167 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 167 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○4 丁目 27 番地 11 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 237 ㎡ 1 筆でございます。譲渡人 栗山町○○4 丁目 37 番地 ○○○○、譲受人 栗山町○○4 丁目 48 番地 1 ○○○○、転用目的につきましては、農家用住宅建設に伴う永久転用でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第 168 号 土地の現況証明願いについてと併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(15 番 桂)

令和 5 年 4 月 27 日 第 34 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 4 年 5 月 18 日に笹谷委員、大島委員、上野事務局長、中川主査、山下主事同行のものと現地調査を行いましたので、その結果を次の通り報告致します。

番号 1 農地法第 5 条の転用許可申請であります。申請地は栗山町役場の南東約 0.5 km に位置する第 3 種農地であり、この度申請者より一般用住宅を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願い 3 件につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきておりますことを、申し添えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 167 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 167 号は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 168 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 168 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 6 件でございます。

番号 1 所在〇〇4 丁目 146 番地 地目につきましては、公簿が田、現況が農地外、面積 201 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地、所有者氏名 〇〇市〇〇区〇〇8 丁目 10 番 22 号 〇〇〇〇、願出人氏名 〇〇市〇〇5 丁目 5 番地 行政書士 〇〇〇〇。摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在〇〇4 丁目 24 番地 地目につきましては、公簿が畑、現況が農地外、面積 254 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地、所有者氏名 栗山町〇〇2 丁目 74 番地 〇〇〇〇、願出人氏名 栗山町〇〇2 丁目 91 番地 1 行政書士 〇〇〇〇。摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 3 所在〇〇4 丁目 23 番地 1 地目につきましては、公簿が田、現況が農地外、面積 54 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地、所有者氏名 栗山町〇〇4 丁目 21 番地 〇〇〇〇、願出人氏名 〇〇市〇〇5 丁目 5 番地 行政書士 〇〇〇〇。摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

議案第 168 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 168 号は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 169 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 169 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 5 件でございます。

整理番号 5 賃 25-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 5 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1286 番地 1 現況地目 田、面積 7,839 ㎡外 4 筆、全筆田でございまして、5 筆合計 38,217 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 10 年 3 月 23 日までの 4 年 10 ヶ月。借賃につきましては、対価の合計〇〇〇〇〇〇円

に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、構成員は男 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 26-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 5 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇992 番地 2 現況地目 畑、面積 5,194 m²外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 43,236 m²、畑 1 筆 5,194 m²、合計 3 筆 48,430 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 10 年 3 月 23 日までの 4 年 10 ヶ月。借賃につきましては、対価の合計〇〇〇〇〇〇円に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦、世帯員は男 3 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 27-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇118 番地 1 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 5 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇134 番地 3 現況地目 田、面積 912 m²外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 40,356 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 10 年 3 月 23 日までの 4 年 10 ヶ月。借賃につきましては、対価の合計〇〇〇〇〇〇円に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦・にんにく、構成員は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 28-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 5 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇168 番地 16 現況地目 田、面積 14,936 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 4 筆 31,996 m²、雑種地 1 筆 115 m²、用悪水路 2 筆 792 m²、合計 7 筆 32,903 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 10 年 3 月 23 日までの 4 年 10 ヶ月。借賃につきましては、対価の合計〇〇〇〇〇〇円に賃貸料及び諸経費それぞれ 1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 12 月 10 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 29-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇20 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 5 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇136 番地 1 現況地目 田、面積 4,025 m²外 14 筆。内訳につきましては、田 10 筆 47,737 m²、畑 5 筆 10,521 m²、合計 15 筆 58,258 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 5 月 26 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年 6 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 5 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号 5 賃 25-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 25-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 25-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 26-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 26-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 26-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 27-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 27-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 27-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 28-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 28-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 28-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 29-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 29-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 29-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 170 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 170 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 5 月 15 日 申出地所在 〇〇455 番地 5、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 3,720 m²外 13 筆。内訳につきましては、田 3 筆 4,749 m²、畑 2 筆 54,078 m²、雑種地 9 筆 13,145 m²、合計 14 筆 71,972 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくをお願いします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 6 月 29 日木曜日 午後 2 時 00 分から、現地調査につきましては 6 月 22 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 4 班 藤田委員、小暮委員、長谷川委員をお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 6 時 45 分 終了)